

長建協発第383号
平成23年12月7日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の
取扱いに関する特例の廃止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスクの生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、厚生労働省では、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定規格に適合している防じんマスクについては、検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則第44条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところであります。

今般、同省では、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成24年3月31日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

つきましては、平成24年4月1日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、全建を通じ同省労働基準局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。